

Weekly M&A Review

2009/11/27 #33

株式会社ESリサーチ
(エスネットワークスグループ)



目次

M&A、ファイナンスに関する最新情報をお送りします。

今週のディールレビュー

■ ワンダーテーブルのTOBによる非上場化	3
■ やすらぎの創業者会長によるTOB	4
■ 【法制度アップデート】「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加	5
ディスクレイマー	6

📧ESリサーチ発行（無料！）メールマガジン登録はこちら📧
<https://esnet.sslserve.jp/es/mailmagazine/>

ワンダーテーブルのTOBによる非上場化

首都圏で外食事業を展開するワンダーテーブル（9174 東2）は、親会社であるヒューマックス（非上場）の子会社によるTOBを発表（11月26日）。本TOBにより、ワンダーテーブルはヒューマックスの実質的な完全子会社となり、上場廃止となる予定。

✚ TOB概要

公開買付者	株式会社クレディックス（非上場） ※ワンダーテーブルの親会社である株式会社ヒューマックスの100%子会社
対象	株式会社ワンダーテーブル 普通株式
期間	2009年11月27日～2010年1月13日（28営業日）
価格およびプレミアム	普通株式：135円/株 •発表前日終値比：+53.4% •直近1ヵ月単純平均比：+50.0% •直近3ヵ月単純平均比：+48.4% •直近6ヵ月単純平均比：+46.7%
数量	買付予定数：21,613,440株 上限：一株 下限：10,806,721株（発行済株式総数の25.7%）

出所：11月26日付 ワンダーテーブル「支配株主である株式会社ヒューマックスの完全子会社である株式会社クレディックスによる当社株式に対する公開買付けに関する応募の推奨のお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ワンダーテーブルは首都圏中心に和洋食店舗を70店舗展開。近年増収を続けていたが、昨年の金融危機以降業績は悪化傾向。2009年3月期は既存店売上が前期比マイナスに陥ったほか、当期純損失を計上していた。
- ✓今後不採算店舗の閉鎖、ブランド変更、本社機能のスリム化などの抜本的な経営改善策を行うに際し、上場維持が障害となると判断。今回の非上場化を決定。
- ✓ワンダーテーブルの株価は、11月27日はストップ買い気配で値が付かず。

やすらぎの創業者会長によるTOB

中古住宅再生事業のやすらぎ（8919 名セ）は、創業者会長によるTOBを発表（11月26日）。

本TOBは、やすらぎの非上場化を目的としてはいないものの、市場の上場廃止基準に抵触する場合には、スクイーズ・アウト（全株式の強制買取）も検討するとしている

✦ TOB概要

公開買付者	須田 忠雄氏 ※やすらぎの創業者であり、取締役会長。 特別利害関係者と合わせ、やすらぎの発行済株式の63.38%を保有している。
対象	株式会社やすらぎ 普通株式
期間	2009年11月27日～2010年1月15日（30営業日）
価格およびプレミアム	普通株式：370円/株 •発表前日終値比：+97.86% •直近1ヵ月単純平均比：+90.72% •直近3ヵ月単純平均比：+65.92% •直近6ヵ月単純平均比：+68.95%
数量	買付予定数：4,787,700株（22.77%） 上限：一株 下限：一株 ※買付の上限および下限を設定しておらず、応募株券の全部の買付を行う予定。

出所：11月26日付 やすらぎ「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」

ショート・コメント

- ✓やすらぎは2004年2月に名証セントレックスに上場。中古住宅再生事業を中心に事業拡大を行ってきたが、中古住宅市場の顧客層のニーズは低価格帯にシフト。その影響もあり2009年1月期の決算は前期比減収減益となっていた。
- ✓今後事業体制の再構築を行ううえで、株主に対して株式売却の機会を提供することが望ましいと判断。今回のTOBを決定。
- ✓やすらぎの株価は、11月27日はストップ買い気配で値が付かず。

【法制度アップデート】「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加

- 金融庁は、「株券等の公開買付けに関するQ&A」について、独占禁止法関連項目を追加。
http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20091126.html

- 追加項目

（問7）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか（法第27条の11第1項関係）。

（問8）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第27条の11第1項関係）。

（問9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第27条の3第2項関係）。

（問10）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか（法第27条の8第2項関係）。

（問11）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第27条の6第1項関係）

ショート・コメント

■ 2009年の独占禁止法の改正により、事業会社同士のM&A（株式取得）で一定の要件（※）を満たすものは、公正取引委員会への事前届出が必要となった。

※国内売上高200億円超の企業グループが、国内売上高50億円超の企業グループを買収（20%超および50%超）する場合

（出所：公正取引委員会HP <http://www.iftc.go.jp/pressrelease/09.june/09060301tenpu1.pdf>）

■ 今後事業会社同士のM&AでかつTOBを要する場合には、独占禁止法上の事前届出が必要となる局面が少なくないと思料される。本Q&Aを参照することが実務上有用であろう。

ディスクレイマーおよびお問い合わせ先

- このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。
- 会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
- 本レポートの利用すること、またはその情報に依存する上で、直接、間接、状況による場合、特殊または結果的に発生する損失、ダメージ、コスト、クレーム、要請などに対し、株式会社ESリサーチは一切の責任を負いません。
- 当レポート上で紹介されている第三者のウェブサイトに関しては、株式会社ESリサーチはその情報の内容についてコントロールする立場にありません。また、一切の責任を負いません。第三者のウェブサイトの利用を推奨するものではありません。
- 記載された意見や予測等は作成時点のものであり、株式会社ESリサーチはその正確性及び完全性を一切保証いたしません。
- 本レポート記載の事項は今後予告なく変更されることがあります。
- 当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社ESリサーチに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送は禁じられております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社ESリサーチ 公認会計士 高桑 昌也
Tel:03-6826-6222/ m-takakuwa@esnet.co.jp
<http://www.esnet.co.jp/es/>